

平成 31 年 3 月 1 日

嬉野市議会
議長 田中 政司 様

議会運営委員会
委員長 辻 浩 一

議会運営委員会報告書

平成 30 年 12 月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会
会議規則第 107 条の規定により報告する。

付託事件名 各期の議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の
諮問に関する事項

調査の理由

議会基本条例並びに傍聴規則他議会運営全般について、三重県鳥羽市議会と
三重県亀山市議会へ訪問し調査を行なった。

調査の概要

内容 「議会運営及び議会改革の取り組みについて」
調査場所 三重県鳥羽市
日時 平成 31 年 1 月 28 日 午後 3 時 00 分～5 時
対応者 鳥羽市議会議長 浜口一利氏 副議長 木下順一氏
鳥羽市議会議員 山本哲也氏
鳥羽市議会事務局長 清水敏也氏 他職員 2 名

鳥羽市の概要

鳥羽市は三重県の東端に位置し志摩半島の北半分を市域として、北は伊勢湾
を望み、東は太平洋、南を志摩市に、西は朝熊山系が連なり伊勢市に接する。
沿岸漁業やノリ・わかめ・牡蠣等の養殖を中心とする漁業と風光明媚な地形を
生かした観光と伊勢参りの宿泊施設を主産業とする人口約 19,000 人の市
である。

三重県は県議会をはじめ各自治体の議会改革が進んでおり、特に鳥羽市議会
は常に議会改革度ランキングの上位に位置している。平成 22 年議会基本条例
制定・平成 23 年正副議長選所信表明のインターネット配信・平成 26 年通年

会期採用・平成26年議会災害時行動計画策定・平成27年政務活動費領収書等のHP公開など、議会改革・議会の公開に力を入れている。

委員会の意見

通年議会については、近年の異常気象による緊急事態に対する議決案件の機動性や専決処分解消、さらには議決案件の追跡調査など議会の機能強化に繋がると言える。今後災害発生後の復旧復興対策など、早期着手が必要な場合の議決対応について、議論が必要ではないかと考える。

議会基本条例に基づく議会報告会については、当市と同じく、議会主導で開催していたが、会を重ねる毎に、参加者の固定や減少が課題となった。そこで、現在は地域・組織・団体などの要請による開催としている。要請側のテーマや人数によって、派遣議員の調整を行っており、議員全体の係わりと言う点では疑問も残るが、開催方法については参考にすべきではないかと考える。

議会傍聴規則については、本会議をケーブルテレビやインターネットで配信をしていることから、平成27年、傍聴人による写真、映画等の撮影及び録音等の禁止を廃止されている。当市においても同じ環境にあるので、同様の対応でも良いと言えるが、前議会で課題となった、傍聴人からの抗議については、私語など議場の秩序を乱す行為があった為の注意であり、現在でも許可を受ければ撮影は出来るので、傍聴人には傍聴規則を順守して頂く事を前提に許可制を廃止することを検討しても良いのではないかと考える。

調査の概要

内容 「議会運営及び議会改革の取り組みについて」
調査場所 三重県亀山市
日時 平成31年1月29日 午前10時30分～12時
対応者 亀山市議会 議会改革推進会議検討部会 部会長 服部孝規 氏
亀山市議会事務局 議事調査課課長 渡邊靖文 氏 他職員1名

亀山市の概要

亀山市は、三重県の中北部に位置し、主要都市の津市・四日市市・鈴鹿市から20km圏内にあり、名古屋市から約50km、大阪から約100kmに位置する人口約49,600人（うち外国人2,000人弱）の三重県の中核都市である。古来より交通の要衝であり、亀山市の工業団地の中核であり、世界の亀山モデルとして有名なシャープの液晶パネルの生産拠点であり、外国人の労働者の転入が多い。

亀山市議会では、議会改革推進会議を議員全員で構成し次のことを取り組んでいる。

- (1) 地方分権の時代にふさわしい議会の在り方の調査及び研究に関すること
- (2) 社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること
- (3) 条例における目的の達成の検証に関すること
- (4) 検討部会の部会員の選出に関すること
- (5) 亀山市議会「議会改革推進会議規程」に関すること
- (6) その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること

また、各会派から1名選出し議員5名で議会改革推進会議検討部会を設置し、推進会議に提案する議題の調整を行っている。

議会改革推進会議の成果として、優先順位・課題番号・関係条例・内容・検討内容を一覧にしたカルテを作成し、完了した検討課題・着手中・未着手の三段階で整理がなされている。

議会広報広聴委員会では、市民の多様な意見の集約・議会だより・ケーブルテレビ又はホームページを活用した広報広聴・ケーブルTV版議会だより（企画・政策・監修）・議会映像の配信に関することを行っており、議会の公開に努めている。

傍聴規則の写真撮影についての規定は定めていない。

委員会の意見

議会改革の取組については、常に課題を整理し進捗状況を認識していることは、大いに見習うべき点であった。

また、広報広聴については、広報という点では当市と同様の認識であり、市民からの紙ベースでの広報の要望も多く、議会だよりにも注力されていた。内容の充実はもちろんのこと、いかに手に取って頂くかということで、表紙を市民からの公募写真を掲載していたが、平成29年からは市内名所旧跡や植物動物を中心に掲載している。当市においては、人物中心の動きがある写真掲載となっているが、手に取って頂くと言う点については同じ認識なので、ここについては担当時の広報編集特別委員会の編集方針で良いと思う。

さらにケーブルTV版の議会だよりについては、取り組むことにこしたことはないと思うが、経費や事務局スタッフの人員を考慮すれば、現時点では考えにくい。

広聴については、議会報告会については検討はなされているが、現在各種団体との意見交換を重要視しておられ、実現に至っていなかった。

傍聴規則については、ほぼ同じであり、議会の円滑な運営が基本である。傍聴人の傍聴規則順守と良識ある行動が求められる。

最後に両市議会同様、議会の公開を進めながら議会としての役割や重要性を理解していただく努力を続けて行かなければならないと考える。